

公益社団法人 渋谷区歯科医師会 役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人渋谷区歯科医師会（以下本会という）定款第28条第1項の規定に基づき、役員報酬に関し、必要な事項を定める。

(役 員)

第2条 役員とは、定款第22条第1項に規定する理事および監事とする。

2 役員は、全て非常勤（本会を主たる勤務場所とはしない者）とする。

(役員報酬)

第3条 本会は、役員の職務遂行の対価として、総会において定める年度総額の範囲内で役員に報酬を支給することができる。

2 役員報酬の年度総額は7,500,000円を超えてはならない。

(報酬の支給)

第4条 役員報酬は月額とし、別表に定める報酬支給基準に定める額を支給する。

2 役員報酬は、現金をもって支給する。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬の毎月の支給日は、理事会の議を経て別に定める。

(控 除)

第6条 役員報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第7条 この規程に定める役員報酬の支給の基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

別表 役員報酬支給基準(一人あたり)

	会長	副会長	専務理事	理事	監事
報酬月額	80,000円	50,000円	60,000円	40,000円	10,000円
報酬年度総額	960,000円	600,000円	720,000円	480,000円	120,000円